		複層ガラス（中空層の厚さが10ミリメートル以上であるもの）	0.099	2.91
		低放射複層ガラス（中空層の厚さが６ミリメートル以上10ミリメートル未満であるもの）	0.099	2.91
	高断熱フラッシュ構造扉で、枠が金属製熱遮断構造であるもの	低放射複層ガラス（中空層の厚さが12ミリメートル以上であってガスが封入されているもの）又はガラスのないもの	0.060	1.75
	断熱フラッシュ構造扉で、枠が金属製熱遮断構造若しくは木又はプラスチックと金属の複合材料製であるもの	低放射複層ガラス（中空層の厚さが10ミリメートル以上であるもの）又はガラスのないもの	0.079	2.33
		複層ガラス（中空層の厚さが10ミリメートル以上であるもの）	0.099	2.91
		低放射複層ガラス（中空層の厚さが６ミリメートル以上10ミリメートル未満であるもの）	0.099	2.91
	フラッシュ構造扉で、枠が金属製熱遮断構造であるもの	複層ガラス（中空層の厚さが12ミリメートル以上であるもの）又はガラスのないもの	0.119	3.49
	木製扉で枠が金属製であるもの	複層ガラス（中空層の厚さが４ミリメートル以上であるもの）又はガラスのないもの	0.158	4.65
	フラッシュ構造扉	複層ガラス（中空層の厚さが４ミリメートル以上であるもの）又はガラスのないもの	0.138	4.07
	ハニカムフラッシュ構造扉	複層ガラス（中空層の厚さが４ミリメートル以上であるもの）又はガラスのないもの	0.158	4.65
引戸	フラッシュ構造扉で、枠が金属製熱遮断構造であるもの	複層ガラス（中空層の厚さが12ミリメートル以上であるもの）又はガラスのないもの	0.119	3.49

1　「低放射膜」とは、ガラス表面に銀、酸化スズ等を成膜することでガラス表面の放射率を下げ、放射熱伝達を抑制する薄膜をいう。

2　「複層ガラス」とは、複数枚の板ガラスにより構成されるガラスをいう。

3　「低放射三層複層ガラス」とは、３枚の板ガラス（日本工業規格Ｒ3202に定めるフロート板ガラス及び磨き板ガラス、日本工業規格Ｒ3203に定める型板ガラス、日本工業規格Ｒ3204に定める網入板ガラス及び線入板ガラス、日本工業規格Ｒ3206に定める強化ガラス、日本工業規格Ｒ3222に定める倍強度ガラス、日本工業規格Ｒ3208に定める熱線吸収板ガラス、日本工業規格Ｒ3221に定める熱線反射ガラス及び日本工業規格Ｒ3205に定める合わせガラスをいい、それらの板ガラスに表面加工による光学的な拡散性を持たせたもの（刷りガラス、フロスト加工又はタペストリー加工）を含む。以下同じ。）と２つの中空層からなるものであり、１枚以上の板ガラスに低放射膜を中空層に面するように使用しているものをいう（ただし、同一中空層に複数の低放射膜が面するものを除く。）。

4　上表における「ガス」とは、アルゴンガス又は熱伝導率がこれと同等以下のものをいう。

5　「日射取得型」とは、ガラス全体の日射熱取得率が0.50以上のものを、「日射遮蔽型」とは、ガラス全体の日射熱取得率が0.49以下のものをいう。

6　「低放射複層ガラス」とは、２枚の板ガラスと１つの中空層からなるものであり、１枚以上の板ガラスに低放射膜を中空層に面するように使用しているものをいう。

7　「遮熱複層ガラス」とは、室外側のガラス１枚に熱線反射ガラス又は熱線吸収板ガラスを使用して日射熱取得率を低減した複層ガラスをいい、「熱線反射ガラス１種」、「熱線反射ガラス２種」及び「熱線反射ガラス３種」とは、日本工業規格Ｒ3221に定める日射遮蔽性の区分によるものをいい、「熱線吸収板ガラス２種」とは、日本工業規格Ｒ3208に定める日射熱取得率の区分によるものをいう。

8　「単板ガラス」とは、一枚の板ガラスにより構成されるガラスをいう。

9　ガラスの仕様に用いるガラス（複数枚のガラスを使用する場合はそのうちの１枚のガラス）について、日本工業規格Ｒ3205に定める合わせガラスとすることができる。

10　「木又はプラスチックと金属の複合材料製」とは、屋外側の建具の大半に金属、屋内側の建具の大半に木又はプラスチックを使用した構造をいう。

11　「金属製」とは、アルミニウム合金等の金属で構成された構造のものであり、枠等の一部にプラスチック等を使用した構造のものを含む。

12　「単板ガラス２枚を組み合わせたもの」は、中間部にブラインドが設置されたものを含むものとする。

13　「金属製熱遮断構造」とは、金属製の建具で、その枠又は框等の中間部をプラスチック等の断熱性を有する材料で接続した構造をいう。

14　「断熱積層構造」とは、木製表裏面材の中間に断熱材を密実に充填した構造をいう。

15　「高断熱フラッシュ構造扉」とは、金属製表裏面材の中間に断熱材を密実に充填し、辺縁部を熱遮断構造とした扉のうち、扉厚が60ミリメートル以上のものをいう。

16　「断熱フラッシュ構造扉」とは、金属製表裏面材の中間に断熱材を密実に充填し、辺縁部を熱遮断構造とした扉をいう。

17　「フラッシュ構造扉」とは、金属製表裏面材の中間に断熱材を充填した構造の扉をいう。

18　「ハニカムフラッシュ構造扉」とは、金属製表裏面材の中間の密閉空気層を紙製又は水酸化アルミニウム製の仕切り材で細分化した構造の扉をいう。

○国土交通省告示第九百八号

エネルギーの使用の合理化に関する法律の規定に基づく登録建築物調査機関等に関する省令（平成二十一年国土交通省令第五号）第二十三条第二号及び第三号の規定に基づき、並びにエネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第八十六条の規定を実施するため、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく登録建築物調査機関等に関する省令に基づき建築物調査講習の講習科目ごとの時間等を国土交通大臣が定める件（平成二十一年国土交通省告示第三百八号）及び住宅事業建築主が住宅の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止及び住宅に設ける空気調和設備等に係るエネルギーの効率的利用のために特定住宅に必要とされる性能の表示に関し講ずべき措置に関する指針（平成二十一年国土交通省告示第八百三十四号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年九月三十日

国土交通大臣　太田　昭宏